

「8疾病保障特約付団体信用生命保険付」住宅ローン

平成 28 年 2 月 1 日現在

○概要	<p>(1) 住宅ローンご利用期間中に、死亡もしくは所定の高度障害状態となった場合、住宅ローン残高が0円となります。</p> <p>(2) 住宅ローンご利用期間中に、8疾病に罹患し医師による診断確定など一定の条件を満たした場合、住宅ローン残高が0円となります。(詳細は後記保険内容を参照してください)</p> <p><u>ガン…診断給付金として住宅ローン残高相当額を支払い</u> ※上皮内ガンおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは保障の対象外となります。 <u>脳卒中・急性心筋梗塞…診断給付金として住宅ローン残高相当額を支払い</u> <u>5つの重度慢性疾患…債務繰上返済支援保険金として住宅ローン残高相当額を支払い</u></p> <p>(3) 住宅ローンご利用期間中に、脳卒中・急性心筋梗塞・5つの重度慢性疾患により、就業できない状態となりローン返済日が到来した場合、ローン返済相当額が支払われます。(詳細は後記保険内容を参照してください)</p> <p><u>脳卒中・急性心筋梗塞…就業不能信用費用保険金として最長2ヶ月分を支払い</u> <u>5つの重度慢性疾患…就業不能信用費用保険金として最長12ヶ月分を支払い</u></p> <p>(4) 主契約者(単独債務者)と法律上の女性配偶者が悪性新生物診断給付特約(配偶者・女性用)に加入した場合、女性特有のガン(乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなど)に生まれて初めて罹患した時に、100万円の診断給付金が支払われます。 ※支払いは配偶者1名につき1回のみです。</p>
○ご利用いただける方	<p>(1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。</p> <p>(2) お借入時の年齢が満20才以上・満50才以下(満51才未満)で、かつ最終弁済時の年齢が満81才以下(満82才未満)の方。</p> <p>(3) 生まれてから、ガンに罹患したことがない方。</p> <p>(4) カーディフ生命保険会社、カーディフ損害保険会社の保険加入が認められる方。</p> <p>(5) 原則、四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。</p>
○対象となる住宅ローン	<p><四銀>金利選択型住宅ローン</p> <p>(1) ツインプラン (2) ツインプラン100</p> <p>※資金使途、返済方法など詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。</p>
○ご利用限度額	<p>累計1億円以内:ガン保障特約付団体信用生命保険を含みます。</p>
○ご利用期間	<p>40年以内</p>
○ご融資利率	<p>(1) 当行所定の住宅ローン利率に0.3%上乗せした利率を適用します。</p> <p>(2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。 (利率については窓口でお問い合わせください)</p>
○保険の当事者	<p>(1) 当行を保険契約者・保険金受取人とし、借主を被保険者、引受保険会社をカーディフ生命保険会社・カーディフ損害保険会社とする団体保険契約です。</p> <p>(2) 保険料は当行から支払いします。</p>
○保険内容	<p>団体信用生命保険に加え、3大疾病と5つの重度慢性疾患を同時にカバーする保険内容となります。</p> <p>(1) <u>団体信用生命保険</u> 住宅ローン借入日以降、借主が死亡もしくは所定の高度障害状態になった場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 保険事故は、死亡および次の高度障害状態をいいます。ただし、借入日より1年未満の自殺、被保険者の故意による所定の高度障害状態および戦争その他の変乱による死亡・所定の高度障害状態を除きます。</p>

○保険内容	<p>団体信用生命保険に加え、3大疾病と5つの重度慢性疾患を同時にカバーする保険内容となります。</p> <p>(2) 団体信用生命保険</p> <p>住宅ローン借入日以降、借主が死亡もしくは所定の高度障害状態になった場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。</p> <p>保険事故は、死亡および次の高度障害状態をいいます。ただし、借入日より1年未満の自殺、被保険者の故意による所定の高度障害状態および戦争その他の変乱による死亡・所定の高度障害状態を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 両目の視力を全く永久に失った方。 ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った方。 ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要する方。 ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する方。 ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。 ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。 ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。 ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った方。 <p>(3) 【3大疾病(ガン、急性心筋梗塞、脳卒中)】</p> <p>① ガン保障</p> <p>診断給付金</p> <p>保障開始日以降に(住宅ローン借入日より 91 日目)、生まれて初めてガンに罹患し、医師により診断確定された場合、ローン残高の全額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。</p> <p>② 急性心筋梗塞、脳卒中保障</p> <p>診断給付金</p> <p>保障開始日以降に(住宅ローン借入日より3ヵ月を経過した日の翌日)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日から、その日をふくめて 60 日以上所定の状態※が継続したと医師によって診断された場合、その時点でのローン残高の全額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。</p> <p>※所定の状態とは、「労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合(急性心筋梗塞)」、または「言語障害、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続した場合(脳卒中)」をいいます。</p> <p>就業不能信用費用保険金</p> <p>住宅ローン借入日以降に、急性心筋梗塞または脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)を発病し、保障開始日以降に就業できない状態※となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長2ヵ月(保障期間を通算して36ヵ月<支払限度期間>)を限度として毎月のローン返済相当額が保険金として支払われ、毎月の返済に充当されます(医師による診断書必要)。ただし、年間支払額は2,400万円以下となります。</p> <p>※就業出来ない状態とは、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p> <p>悪性新生物診断給付金(配偶者・女性用)</p> <p>※事前に特約への加入が必要です。</p> <p>保障開始日以降に(住宅ローン借入日より3ヵ月を経過した日の翌日)、生まれて初めて女性特有の悪性新生物(乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなど(注))に罹患し、医師より診断確定されたとき、100万円が支払われます。</p> <p>(注)対象となる女性特有の悪性新生物については、被保険者のしおりをご確認ください。</p>
-------	--

	<p>(4) 【5つの重度慢性疾患保障(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)】</p> <p>債務繰上返済支援保険金</p> <p>保障開始日以降に(住宅ローン借入日より3ヵ月を経過した日の翌日)、5つの重度慢性疾患により就業できない状態となり、その日から12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、ローン残高の全額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。(医師による診断書必要)</p> <p>※就業出来ない状態とは、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p> <p>就業不能信用費用保険金</p> <p>住宅ローン借入日以降に、5つの重度慢性疾患を発病し、保障開始日以降に就業できない状態※となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12ヵ月(保障期間を通算して36ヵ月<支払限度期間>)を限度として毎月のローン返済相当額が保険金として支払われ、毎月の返済に充当されます。</p> <p>(医師による診断書必要)</p> <p>ただし、年間支払額は2,400万円以下となります。</p> <p>※就業出来ない状態とは、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p> <p>『保障内容の詳細については、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」・「注意 喚起情報」を必ずご確認ください。』</p>
<p>○お申込み手続き</p>	<p>ローンのお申し込みと同時に下記の「お申し込み時に必要な書類」を準備していただくことで、簡単にご加入いただけます。</p>
<p>○お申し込み時に必要な書類</p>	<p>(1) 住宅ローン等団体信用生命保険に関する確認書(当行所定の様式)</p> <p>(2) 団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型付 団体信用生命保険 急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約・悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)付帯 就業不能信用費用保険 重度慢性疾患のみ保障特約・債務繰上返済支援特約付帯 就業不能信用費用保険【申込書兼告知書兼同意書】</p> <p>(3) 診断書</p> <p>借入金額が 3,000 万円を超える場合は、医師による所定の診断書が必要となります。(1 被保険者のガン保障、8 疾病保障合計の保険金額が 3,000 万円を超える場合)</p> <p>(4) 悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性)専用就業不能信用費用保険【告知書兼同意書】</p> <p>※悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)に加入する場合</p>
<p>○保険契約の終了</p>	<p>【主債務者契約】</p> <p>(1) 団体信用生命保険による死亡・高度障害保険金、8疾病保障による診断給付金または債務繰上返済支援保険金のどちらか一方が支払われた時点で、保険は消滅します。</p> <p>(2) 住宅ローンの返済等により住宅ローン契約者でなくなった時点で保険契約は終了します。</p> <p>(3) 住宅ローン契約が成立しなかった場合には、保険契約も成立しません。</p> <p>(4) 借主の健康状態にもとづく告知の内容により、保険会社をご加入をお断りする場合があります。</p> <p>【悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)】</p> <p>(1) 配偶者の夫である主債務者が、前項各号の事由に該当したとき。</p> <p>(2) 死亡したとき。</p> <p>(3) 配偶者が満年齢 82 才に到達したとき。</p> <p>(4) 悪性新生物診断給付金(配偶者・女性用)が支払われたとき。</p> <p>(5) 告知義務違反等で加入資格を喪失したとき。</p>

	(6) 配偶者が夫である主債務者と法律上の婚姻関係がなくなったとき。 ※法律上の婚姻関係がなくなった場合は、銀行までご連絡ください。
○中途解約および 中途加入の禁止	8疾病保障付住宅ローンにご加入中の方は中途解約できません。また、既に住宅ローンをご利用中の方が中途加入することはできません。
○当行が契約して いる指定紛争解決 機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772